

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書 No. 4
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	モリソン・フォースター法律事務所 弁護士 内田 光俊
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング29階
【報告義務発生日】	2025年11月27日
【提出日】	2025年12月1日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が前回の報告書提出時より1%以上減少したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社京都フィナンシャルグループ
証券コード	5844
上場・店頭の間	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（プライム市場）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（英国法に基づく有限責任事業組合(LLP)）
氏名又は名称	シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピー (Silchester International Investors LLP)
住所又は本店所在地	英国ロンドン エスダブリュー1ワイ・5イーエス、ペル・メル83-85、ザ・ メトカーフ3階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2010年6月8日
代表者氏名	ティモシー・リネハン
代表者役職	ビジネス・スーパーバイザリー・グループ議長
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング29階 モリソン・フォースター法律事務所 弁護士 恵谷 浩紀
電話番号	03-3214-6522

(2)【保有目的】

提出者は、発行者に対して増配、自己株式の買入の頻度又は総量、金庫株消却その他資本政策の変更を要求することがある。また、(i)重要な資産の処分又は取得、(ii)借入又は転換社債の発行、(iii)取締役又は重要な使用人の選任又は解任、(iv)株式譲渡、(v)会社分割又は合併、(vi)株式交換、又は (vii)事業の譲渡又は譲受に関して、発行者、提出者若しくは他の株主が提案した議案に対して、反対票を投ずることも、賛成票を投ずることもある。提出者は、その顧客の為に、株式を追加取得することも、保有株式の全て又は一部を売却することもある。

(3) 【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			19,297,500
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 19,297,500
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T		19,297,500
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2025年11月27日現在）	V 301,362,752
上記提出者の株券等保有割合（%） (T/ (U+V) ×100)	6.40
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	7.44

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2025年9月29日	普通株式	180,200	0.06	市場内	処分	
2025年9月29日	普通株式	146,100	0.05	市場外	処分	3,125円
2025年9月30日	普通株式	249,300	0.08	市場内	処分	

2025年9月30日	普通株式	500,700	0.17	市場外	処分	3,143円
2025年10月1日	普通株式	13,500	0.00	市場内	処分	
2025年10月1日	普通株式	200	0.00	市場外	処分	3,142円
2025年10月2日	普通株式	200	0.00	市場内	処分	
2025年10月3日	普通株式	29,000	0.01	市場内	処分	
2025年10月3日	普通株式	17,700	0.01	市場外	処分	3,142円
2025年10月6日	普通株式	37,500	0.01	市場内	処分	
2025年10月6日	普通株式	24,600	0.01	市場外	処分	3,146円
2025年10月7日	普通株式	50,900	0.02	市場内	処分	
2025年10月7日	普通株式	49,100	0.02	市場外	処分	3,171円
2025年10月10日	普通株式	5,100	0.00	市場内	処分	
2025年10月10日	普通株式	300	0.00	市場外	処分	3,142円
2025年11月19日	普通株式	53,900	0.02	市場内	処分	
2025年11月19日	普通株式	16,800	0.01	市場外	処分	3,223円
2025年11月20日	普通株式	173,800	0.06	市場内	処分	
2025年11月20日	普通株式	26,200	0.01	市場外	処分	3,231円
2025年11月21日	普通株式	197,200	0.07	市場内	処分	
2025年11月21日	普通株式	52,800	0.02	市場外	処分	3,262円
2025年11月25日	普通株式	160,600	0.05	市場内	処分	
2025年11月25日	普通株式	38,700	0.01	市場外	処分	3,247円
2025年11月26日	普通株式	189,600	0.06	市場内	処分	
2025年11月26日	普通株式	60,400	0.02	市場外	処分	3,323円
2025年11月27日	普通株式	143,100	0.05	市場内	処分	
2025年11月27日	普通株式	32,800	0.01	市場外	処分	3,347円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (Ⅶ) (千円)	0
借入金額計 (Ⅹ) (千円)	0
その他金額計 (Ⅺ) (千円)	31,589,345

上記（Y）の内訳	・顧客の勘定 ・2023年10月2日付で株式会社京都銀行による単独株式移転の方式により設立された発行者の株式を4,998,800株取得しました。上記（Y）の金額は、当該単独株式移転前に取得した株式会社京都銀行の株式の取得資金を含む累計額です。 ・2024年1月1日付の株式分割（1：4）により普通株式14,530,500株取得。
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	31,589,345

②【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

③【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地